

法人権の選択と「公益性」

～公益法人認定要件の逆基準性を視点として～

1140467 馬場 博之

高知工科大学マネジメント学部

要旨

平成 20 年に公益法人制度改革が発表された。これにより、従来の「財団法人」の設立には、「財団」としての要件と、「公益性」が必要だったが、新制度では「財団」としての要件を満たすことが出来れば、どの団体でも「一般財団法人」になることが出来る。加えて、「公益性」を有している団体は、任意で民間有識者による審議を受け、その審議を通ることで「公益財団法人」になれるようになった。「一般財団法人」と「公益財団法人」の大きな違いは、「公益財団法人」には「税の優遇措置」と「収益事業の制限」「情報公開制度」が伴うことだ。

「公益」に関しては、色々な定義があるが、私は「公益」以外の利益を「共益」と「私益」にわけて区別した。そしてその区別の方法は、事業の対象ではなく、事業の目的で区別できると定義した。そして各財団法人は、事業目的に基づいて法人形態を選択すべきだと確認できた。しかし財団法人の中には、事業目的ではなく税の優遇措置が目的で法人形態選択をしている団体がある、また、間違った法人形態選択を誘発する制度があると仮定して、各財団法人について調査した。

取材を行い、法人形態が財団の事業目的に適合していない可能性があるケースがあった。公益財団法人では、取材を行った際「収益事業比率を意図的に下げないといけなくなった。」と仰っていた団体や、公益財団法人に移行後、入館者数は過去最大になったにもかかわらず、ショップ収益は過去最少になっており、意図的に収益事業比率を下げている可能性のある団体があった。その他にも、公益法人の寄付制度を悪用した事例などがあった。

しかしその一方で、「公益法人になるには収益事業比率が高いので、今まで通り事業を行うために一般財団法人になった」と、公益性を有していながら、目的を見据えて一般財団法人を選択しているケースもあった。

私は、これらの事例を見て、新制度の新たな優遇措置に問題があると思った。従来の財団法人はこのような優遇措置がなくても活動できていた。にも関わらず新たな優遇措置ができたことで、各財

団法人は本来、事業目的に適合した法人形態を選択すべきだったのに、税の優遇措置を目的として法人形態を選択してしまっているように思われる。

そこで私は、まずは公益性を有しながら一般財団法人である団体が、「事業目的を達成しようとするれば、収益事業比率が高くなるので、一般財団法人になった」ということをHP等でアピールすることで、「公益財団法人になれば必ず事業目的がより達成される」というイメージを変えていってほしいと思う。また、将来的には過度な優遇措置制度は見直されるべきだろう。

章立て

はじめに

第1章 公益法人制度改革

第2章 「公益財団法人」とは

「法人」とは

「公益」とは

「財団」とは

第3章 小括と仮説

第4章 各法人形態選択の理由

公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団

公益財団法人大原美術館

一般財団法人アイヌ民族博物館

一般財団法人東部博物館

一般財団法人 みんなでつくる財団おかやま

公益財団法人 田部美術館

一般財団法人岡山県備前陶芸美術

平山郁夫シルクロード財団

第5章 問題提起と提案

おわりに

参考文献

はじめに

大学3年時のインターンシップで、多くの非営利団体と関わらせて頂いた。そこで、「非営利団体とはいえ資金繰りはどのように行っているのか」と疑問に思ったのが今回のテーマ選定のきっかけである。今回は非営利法人の一種、「財団法人」にスポットを当てることにした。財団法人は、平成20年に発表された「公益法人制度改革」により、「一般財団法人」または「公益財団法人」へと法人形態をしており、法人形態によって経営方法も異なることを知り、どのようにして法人選択を行っているのかを知りたいと思った。研究方法は、まず「公益法人制度改革」の内容や、「公益」「財団」の定義、「公益財団法人」「一般財団法人」の制度を調べる。次に、各法人が法人形態を選択する理由がどこにあるのかを、調べたことを基に自分なりに仮説を立てる。そして、各財団法人の事例を調べ、可能なものについてはインタビューを実施し、各法人の法人形態の選択理由や、その法人形態が最適であったのかを検証していく。その上で、見つかった問題を提起し、それに対する改善策を提案する。

第1章 公益法人制度改革

国税庁の発行した『新たな公益法人関係の手引き』によると、従来の公益法人では、「財団法人」を設立するには主務官庁の許可が必要で、また各法人の公益性の判断も主務官庁が自由に判断できた。これでは主務官庁にとって都合の悪い法人は設立できない。さらには「KSD 事件」のような事件が多く発覚し、行政と公益法人の癒着も明らかになった。こうした問題のもと平成20年に発表されたのが新制度だ。新制度では、従来の財団法人は、「公益財団法人」または「一般財団法人」に移行をしなければならない。まず、「一般財団法人」に移行する場合は、登記するのみで行える。そして「公益財団法人」に移行する場合は、民間有識者による委員会の意見に基づき行政庁が決定する、というようになっている。これにより、従来は法人格と税との関係において、法人格と税の優遇が連動していたのに対し、新制度ではどのような事業を行う団体かによって、法人格取得の方法と税の優遇措置の度合いが分かれるようになった。

従来の財団法人と、公益財団法人、一般財団法人の税制度の違いを説明する。まず、公益法人と一般法人の違いを述べる前に、一般法人は非営利型法人と非営利型法人以外の法人に分かれる。非営利法人とは、法人税上公益法人として取り扱われる団体で、どちらかに該当する団体である。

①非営利性が徹底された法人・・・事業により利益を得ること又は得た

¹行政改革進行中の2000年10月に明るみに出た(財)ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団(当時)の不祥事。半年にわたり、理事長らによる総額数億円規模の背任、横領、使途不明金、贈賄、また子会社経営などが報道され、理事長らのほか参議院議員(事件発覚後辞任)2名が逮捕、起訴された。

(公益法人関連用語集

<http://www.kohokyo.or.jp/kohokyo-weblog/yougo/2009/04/ksd.html>

利益を分配することをしない法人

②共益的活動を目的とする法人・・・会員から受け入れる会費により会員に共通する利益を図るための事業を行う法人

まず、法人税においては、従来の民法による公益法人制度では、財団法人は収益事業のみが課税されていたのに対して、平成20年12月1日施行の公益法人制度では、法人税上の公益法人は収益事業のみ課税されるのに対して、非営利型法人以外の法人は、全ての所得に対して課税が行われる。更に、2公益財団法人は、さらに収益事業であっても公益目的事業であるものは非課税とされる。

収益事業の所得には税率は25.5%(所得金額年800万円以下の場合15%)の課税がされる。

| | 公益社団法人 公益財団法人 | 一般社団法人・一般財団法人 | |
|---------|-------------------------------------|-------------------|-----------------------|
| | | 非営利型法人 | 非営利型法人以外の法人 《普通法人》 |
| 課税所得の範囲 | 収益事業から生じた所得に対して課税 公益目的事業は非課税(注1) | 収益事業から生じた所得に対して課税 | 全ての所得に対して課税 |
| 法人税率 | 25.5% (所得金額年800万円以下の金額は15%(注2)) | | |

新たな公益法人関係税制の手引き p.8より

更に、公益財団法人は「みなし寄付」が認められている。「みなし寄付」とは、収益事業に属する資産のうちから公益目的事業のために支出した金額は、公益目的事業への寄附金とみなし、損金算入することができるというものである。この、公益目的事業は収益事業であっても非課税であるのと、みなし寄付の制度によって、公益財団法人は新制度によってより法人税が減税されるようになった。

また、公益財団法人は寄付を行う人が税制上の優遇を受けることが出来る制度が存在する。まず、所得税においては、所得税法上公益法人は特定公益増進法人に該当する。これにより、公益法人に対する寄付金は寄付金控除(所得控除)の対象となる。(所得税法78条より)また、相続においては、相続人又は受遺者が相続財産を公益法人に対して寄付(贈与)を行った場合において、一定要件を満たせば、当該寄付に関わる財産については相続税が非課税となる。(租税特別措置法70条)

事業活動の自由度は、公益法人は次の面で制限される。まず、公益目的事業の実施に擁する適正な費用を償う額を超えて収入を得てはいけない(収支相称)。次に、公益目的事業比率が50パーセント以上でないといけない。公益実施事業比率の計算方法は、公益実施費用

²「その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。」(公益法人認定法第五条六号)とあるように、認定法では公益目的事業には、収益や対価を得る事業も含まれることが想定されている。

額/(公益実施費用額+収益実施費用額+管理運営費用額)である。
また、行政庁の監督があり、認定取り消しのリスクがある。

(国税庁)[2012],p.p1-12)

第2章「公益財団法人」とは…「公益財団法人」とは「公益」「財団」「法人」のそれぞれの要素が組み合わさってできた団体だ。そこで、このそれぞれの定義を見ていく必要がある。「法人」「公益」「財団」の順に、定義を見ていく。

「法人」とは

民法上、自然人(生身の人間)以外で、人として権利義務の主体たる能力、すなわち権利能力を有する存在であることを意味する。

法人を設立するメリットは、まず社会的な信用が増す事だ。法人化されていない任意団体の場合には、財産などが団体の名義となっているため、第三者から見ると、信用しにくい。また、法人の名義で登記を行ったり取引を行えるということは、対外的な信用を高めるだけでなく、構成員の変更、特に代表者が変更となった場合の影響が少なくなる、というメリットにもつながる。(正村邦之[2012]p167) 法人については具体的な定義づけがされていないので検証はしない。

「公益」とは

「公益」について、法律上直接その概念を定義しているものはない。「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「公益法」と表記する)」(第二条 四)によると、「公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものを言う。」と記されている。ちなみに別表に掲げられている事業は23種類あり、学術及び科学技術の振興を目的とする事業、文化及び芸術の振興を目的とする事業、などがある。(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18HO049.html>)そしてこの「不特定かつ多数の者の利益」という言葉が抽象的で、定義が曖昧である。その曖昧さを回避するために23業種という記載がされているとも解釈できるが、これも拡大解釈により主張が出来れば申請は可能だ。例えば病院は、23業種のどこにも病院という業種区分は記載されていない。しかし、公益法人である病院も存在する。その際には、「別表番号六 公衆衛生の向上を目的とする事業」「別表番号一九 地域社会の健全な発展を目的とする事業」といった業種に該当するものとして、公益認定を獲得している。(久保まゆみ・安藤美知子[2010] p 69)さらに「不特定かつ多数の者の利益」という定義で十分かという留意点もある。問題を見ていく。

まず公益と異なる利益と区別できているかを見る。堀田力氏の見解によると、公益と異なる利益は「私益」(個人の利益)と「共益」(特定グループだけの利益)である。(堀田力[2006])なお、私は、この3つの利益の位置づけについて、右下図のようであると考察している。理由は、まず私益が一人だけの利益であるのに対して、共益は特定グループの利益なので、人が二人以上いないと成り立たない。そして公益は、共益から「特定」という枠を外して、さらに多くの人の利益であるからだ。

まず、「私益」と区別するのは「多数(二人以上)」となる。ここで二つの注意すべき点が生じる。

一つの注意点は、「営利企業も不特定かつ多数の者の利益を実現しようとするものではないか」というものだ。確かに、営利企業は、不特定多数の人々の為に行うものである。不特定多数の人々が顧客とならないような企業は成り立たない。しかし、誰も営利事業を「公益」事業とは認めないだろう。堀田氏は、その理由は、営利事業が「個人の経済的利益」を目的とする事業だからだと述べている。「儲け」は結局分配によって個人(株主ならば株主)に帰属する。つまり、実現しようとする利益(活動の対象となっている利益)は「不特定かつ多数のもの利益」であっても、その活動を行う者の目的が個人の利益(儲けの分配)にある時は、公益とは言えない。

もう一つは、一般の人々が、他者の為にするその活動を重要だと考えるなら、受益者が一人であっても公益と呼べるのではないかと同氏は考える。例えば、難病の子供を救うための募金活動は、救う相手は一人だが、募金する人々が親戚とか同級生など、特定された人であればともかく、広く不特定かつ多数の人々が募金をする場合は、不特定かつ多数の人が、「難病の子を助けたい」と思って活動しているので、公益になるということだ。(堀田力[2006])

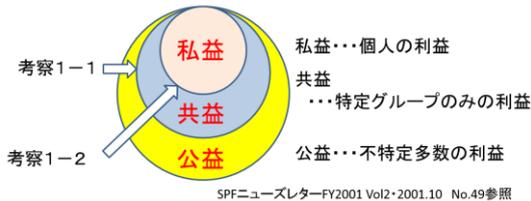
また、難病者を対象とした事業において、非営利法人総合研究所の主席研究員、福島達也氏は、その人たちの救済やそのための研究開発というのはそのための研究開発というのは、国民すべからくその病気になる可能性があるとせば、潜在的には不特定かつ多数ということになると述べている。同様に、特定の国の特定の非常に恵まれない人々を支援すると言うときに、潜在的に多くの人がその環境に置かれる可能性があるとするれば、たまたまそこで表面上は特定の人の支援であったとしても、潜在的にはそれは不特定多数の者の利益と言えるだろうと述べている。(福島達也[2008])

私はこの二つの考えは、福島氏の意見が正しいと思う。理由は、難病者のための事業が潜在的に不特定多数の人々を難病から救うことは事実であるが、募金活動においては、「自分たちの見返りは目的でなく、ただ難病者のために行うだけ」という主張も可能で、そうなれば公益性はなくなるからである。

次に、「共益」と区別するのは、「不特定」という定義である。堀田氏は、どこまでが「特定」でどこからが「不特定」かは、実際にあてはめて解釈する時には微妙な問題が生じるが、それは、事例を積み重ねるばかりではないが、一つの尺度として、その活動に枠があるかないかが挙げられると述べている。例えば、同窓会や業界団体のように、会員になる資格が限定されているときは、それは「共益」だろうし、スポーツ少年団のように枠がないものなら「公益」と言えるということだ。

そして、その定義をあてはめた結果が常識に合うかということを検証する。先にあげた定義は、「特定か不特定か」「利益と言えるかどうか

考察1、公益と異なる利益と区別できているか？

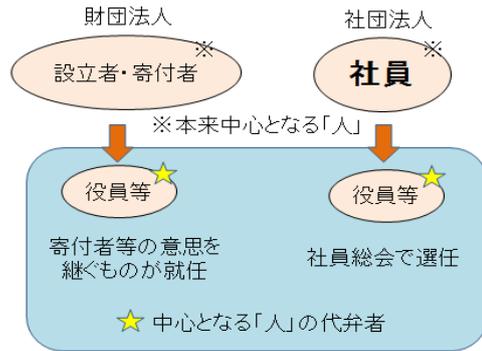


ど、限界が曖昧で、あてはめが難しい概念を含んでいるが、特に難しいのは、営利活動との区別である。これを、「個人の利益を得るための活動が対象とする利益を含まない」と定義してみた。しかし、ある「不特定かつ多数の者の利益」が、営利事業が対象とするものか公益事業が対象とするものかは、社会や経済の状況によって変化する。また、双方が対象とすることも決して稀ではない。例えば、ゴルフ場の経営について、戦後は、ゴルフ代が高くついて営利事業としては成立しないため、住民の健康促進のための事業として公益性が認められた時代があった。また、営利事業と公益事業の双方が対象とする「利益」の例は多いが、一例をあげれば、介護保険制度における居宅サービスである。これは「福祉」の分野の利益であるが、この事業は営利企業も公益法人(社会福祉法人)も NPO も行っている。つまり、それらの分野における「不特定かつ多数の者の利益」が、公益事業が対象とする利益か営利事業が対象とする利益かは、「福祉」「教育」といった事業分野で分けることは不可能なのである。では、何で区別するのか。抽象的な言葉の当てはめによっては区別できないとなると、『事業の実態で区別するほかないであろう。(堀田力[2006])

「財団」とは

財団とは、財産の集まりであり、財団法人とは、財産の集まりである団体に法人格が与えられたものである。財産の拠出者である設立者の意思が尊重される団体である。(正村邦之[2012]p186)設立の際には300万円以上の拠出金が必要である。(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第五十三条)更に、2期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散一般財団法人は解散しなければならない。(同二百二条)さらに、財団法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。(同百七十条)評議員会とは、法律や定款で定めた事項に限り決議できる、一般財団法人の最高意思決定機関のもので、構成メンバーである評議員は3名以上必要である。(同百七十三条)理事会は、業務執行を決定する権限、理事の職務遂行を監督する権限、代表理事を選定・解職する権限を有しており、理事は3名以上必要である。(同第六十条)監事は、業務と会計の監査を行う役員で、1名以上必要である。財団についても明確な定義づけがされていないので、検証はしない。

財団法人と比較されがちな社団法人についても触れておく。社団とは、人の集まりであり、社団法人とは人の集まりである団体に法人格が与えられたものである。



第3章 小括と仮説

ここまでで、私は「公益」とはその事業目的を以て判断するものだというを確認することができた。各財団法人が法人形態選択の際に「公益財団法人」になるか、「一般財団法人」になるかも、その事業内容をもって判断されるべきだと思う。しかし実際は、税の優遇措置目的で「公益財団法人」になった、あるいははなろうとしている団体もあるのではないか。それを次章で検証していく。

第4章 調査と疑問点

事例①・・・公益財団法人の法人形態理由を知りたかった。

公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団 財団の目的…「この法人は、漫画家・アーティストやなせたかし氏の作品を中心として、漫画を含め芸術の普及及び振興に関する事業を幅広く展開し、もって芸術文化の発展に寄与し公益に資することを目的とする。」(定款より)

調査方法…ホームページ参照、現地で取材

所在地…高知県香美市香北町美良布 1224-2

構成メンバー…理事6名(理事長:野島 民雄)・評議員 8名・監事 2名
拠出金の総額…4,942,095 円

事業…収蔵作品等の管理業務・アンパンマン関連情報の収集・広報 (アンパンマンミュージアム[anpanman museum] www.anpanman-museum.net/)

活動及び館の宣伝等

財団資格の検証…故やなせたかし氏が作品(財産)を寄贈したので、定義に則している。

公益性の検証…取材では、「アンパンマン等の作品が広く世に知られ渡っていたため、公益認定を受けることが出来た」と仰っていた。やなせ氏の作品は確かに広く知られており、なおかつ人も選ばないため、公益の定義にも即している。

その他…「収益事業の比率が50%を超える年もあったが、制限しないといけなくなった」と仰っていた。確かに公益法人は公益目的事業比率が50%以上でなければ認定取り消しのリスクがあるが、これは元々、公益法人の基準を示すために作られたものであり、公益法人になるために無理矢理公益目的事業費率を変えろというのは、本来の目的に即した活動を妨げてしまう恐れがある。やなせたかし記念館の場合も、目的

は作品等芸術の普及なので、書籍やグッズを売ることは目的の一つであり、これを制限しては本末転倒だ。そこで、やなせたかし記念館の公益財団法人移行前と移行後の入館者数とショップ収益の推移を調べてみた。公益法人に移行したのは H24 年の 11 月からで、月ごとの入館者数、ショップ収益がなかったので、以下は年ごとの入館者数と収益の推移である。事業報告書によると、H24 年度はショップ収益が減少しているが、同時に入館者数においても、前年 6 月まで高速道路の休日割引が実施されていた影響で終了間際の 5 月・6 月の駆け込み需要が多かったようで、前年対比の落ち込みが顕著であり、また 4/1～10/31 までは法人をまだ移行していなかったため、比較がしづらく、公益財団法人に移行することで、入館者数が増えたか、また、目に見える形でショップ収益減少につながるかは、判断が出来なかった。

| | アンパンマン ミュージアム 入館者 | 詩とメルヘン 入館者 | ショップ収益 |
|-----|-------------------------|---------------|-------------|
| H19 | 172,778 | 57,678 | 115,282,858 |
| H20 | 196,944 | 60,875 | 126,044,930 |
| H21 | 239,715 | 71,685 | 143,661,202 |
| H22 | 202,577 | 57,747 | 116,023,976 |
| H23 | 197,439 | 49,477 | 120,592,991 |
| H24 | 155,264 | 48,527 | 97,254,659 |

(公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団から頂いた資料より)

事例②・・・やなせたかし記念館と同じような事業を営んでいる公益財団法人は、事業に制限がなかったか調べたかった。

公益財団法人 大原美術館

目的・・・「この法人は、美術品等の収集、保存、展示、研究、普及等を通じて、美術を中心に、芸術文化全般の発展に貢献することを目的とする。」(定款より)

調査方法・・・ホームページ参照

所在地・・・岡山県倉敷市中央 1-1-15

構成メンバー・・・理事 7 名(理事長:大原謙一郎)・評議員 6 名・監事 2 名

拠出金の総額・・・不明

事業・・・美術品等の収集、保存、展示等

(公益財団法人大原美術館 美術館概要

<http://www.ohara.or.jp/201001/jp/J/J1a.html>)

財団資格の検証・・・故大原孫三郎氏が作品を提供して設立された美術館なので、財団法人の定義に則している。

公益性の検証・・・公益法人という形態に関しても、芸術文化全般の発展に貢献すれば、不特定多数の人の利益につながるの、定義に則している。

| 年度 | 人 | 収益 |
|---------------|---------|------------|
| H20 | 277,145 | 28,895,913 |
| H21 | 275,865 | 28,907,232 |
| H22 | 284,307 | 32,775,384 |
| H23(4/1～5/31) | 51,266 | 5,636,343 |
| H23(6/1～3/31) | 255,688 | 20,483,874 |
| H24 | 310,405 | 27,253,102 |

その他・・・やなせたかし記念館で検証したように、収益事業を制限することで本来の目的を妨げてしまっていないかを検証してみた。

公益法人移行後で、一年を通して活動した H24 年度を見てみると、H20 年までの間で入館者数は最多であるが、一方で収益は一番少ない。これは意図的に収益を抑えている可能性があり、これでは本来の目的達成の妨げになってしまっている。(公益財団法人大原美術館 美術館概要 <http://www.ohara.or.jp/201001/jp/J/J1a.html>)

事例③・・・事業活動に公益性を有しながら、目的を見据えた上で一般財団法人の形態を選んでいた団体を探した。

一般財団法人アイヌ民族博物館

財団の目的・・・この法人は、アイヌの文化的遺産の伝承保存と公開に必要な事業を行い、もって北方文化の発展に寄与することを目的とする。(定款より)

調査方法・・・電話取材・ホームページ参照

所在地・・・北海道白老郡白老町若草町 2-3-4

構成メンバー・・・評議員 9 名・理事 9 名(代表理事:野本 勝信)・監事 2 名・その他職員 13 名

拠出金の総額・・・11,880,000 円

事業内容・・・アイヌ民族博物館の運営

(一般財団法人アイヌ民族博物館 <http://www.ainu-museum.or.jp/>)

財団資格の検証・・・定款に、壬生龍之介氏などが定期預金、現金を寄付していることが公開されていた為、こちらも財団法人としては定義に則している。

公益性の検証・・・一般法人だが、不特定多数の利益、公益活動を行っているの、公益法人としても成立しているのではないかと思った。そこで、電話でインタビューを行わせていただいたところ、「公益法人として運営するには、入館料の割合が多く、予算の大半を占めていると言われた。また、公益法人になっては資産の売却にも制限がかかるので、今まで通りの運営を行うにあたり、一般財団法人が最適と判断した」というコメントを頂いた。こちらは、団体の目的を念頭に置き、法人形態を選択したケースである。

事例④・・・事例③と同理由。

一般財団法人東部博物館

財団の目的…「交通文化の普及と交通道德の昂揚を目指すとともに、交通産業に関する資料を収集し、広く後世に伝えるほか、東武鉄道沿線のスポーツ・文化の振興による地域の発展と鉄道バス利用者の安全・福祉の増進を図ります。」(概要 より)

調査方法…電話取材・ホームページ参照

所在地…東京都墨田区東向島 4-28-16

構成メンバー・拠出金…不明

事業…東部博物館の運営・管理等

(一般財団法人東部博物館 <http://www.tobu-hakubutsukan.jp/>)

財団資格の検証…財産は東武鉄道が寄付したもので、定義に則している。

公益性の検証…一般法人だが、「交通文化の普及と交通道德の昂揚を目指す」「鉄道バス利用者の安全・福祉の増進を図る」などは、公益性が高く、公益法人としても定義に則しているのではないかと思った。

電話でインタビューを行ったところ、「公益法人として運営するには東武鉄道から独立する必要がある、それでは従来の活動が行えなくなるから」というコメントをいただいた。

事例⑤…各団体が本当に「公益」の定義の元公益法人になっているのかを調べてみた。

一般財団法人みんなで作る財団おかやま

財団の目的…「当法人は、多様化・複雑化していく社会課題に対して、その解決・改善を図るために活動する岡山県内の市民団体等と、その解決・改善を図るために諸資源の提供や自らの参画を望む個人、企業、団体等を結びつけることで、諸資源の循環をもたらし、社会課題の解決・改善の取り組みのための基盤充実を図る。また、その営みを通じて、誰もが社会課題の解決・改善に関われ、地域のあらゆる主体が公益を担いあう、当事者の意識と存在を大切にしたい安心で持続可能な地域社会の形成に寄与することを目的とする。(定款より)」

調査方法…講習会参加・ホームページ参照

所在地…岡山県岡山市北区表町 1 丁目 4-64 上之町ビル 3 階

構成メンバー…評議員 5 名・理事 7 名(代表:石田篤史)・監事 2 名

拠出金の総額…4,133,000(設立時)

事業内容…活動は 3 種類ある。

「割り勘でかなえる」…問題を解決するアイデアがでたら、費用はその賛同者たちがお金を出し合っただけでそのアイデアを実現する。

「みんなの貯金箱を持つ」…大きな課題や継続して対応が必要なことを、組員でためたお金で解決を進めるしくみ。

「みんなで話すテーブル」…メンバーで円卓会議を行い、貴息の課題解決について、様々な分野、立場の人で役割分担して解決を考える会議を持つ仕組み。

財団資格の検証…「広く市民に基本財産の寄付を呼び掛け、530 名より集まった 4,133,000 円を基本財産として設立しました。」とホームページに記載されていたので、定義には則している。

(一般財団法人みんなで作る財団おかやま <http://mintuku.jp/>)

公益性の検証…この団体は一般法人だが、話を聞きに行ったとき、「将来的には公益法人化を目指している。理由は、公益認定を取得すれば、約 40%の税額控除を受けることができ、その分多くのお金を税金の代わりに活動に使うことができるからである。」と仰っていた。この団体の事業の公益性を検証していくと、はっきりと「この事業を行う」とは述べられていない。「民間の企業の取り組みでも、行政の取り組みでも解決できない問題」を解決する取り組みを行うと書かれてあったが、ではこの事業が「公益」と呼ぶにふさわしいかは、その事業ごとで判断の基準が変わってくる。(一般財団法人みんなで作る財団おかやま <http://mintuku.jp/>)

その中には、公益のものもあるだろうが、共益のものもあるかもしれない、税控除のために公益法人になろうとすると、本来行いたい活動に制限がかわってしまう可能性があると思われる。

事例⑥…事例⑤と同理由。

公益財団法人田部美術館

財団の目的…この法人は、美術館を設置し、美術工芸品等の収集、保存及び公開活用を行うとともに、これに関する調査研究を行い、又、若手工芸作家等の育成をもって文化の発展に寄与することを目的とする。

所在地…島根県松江市北堀町310-5

調査方法…ホームページを参照

構成メンバー…評議員7名、理事7名(代表:田部 真孝)、監事2名

拠出金の総額…1,620,125,198 円

事業内容…美術工芸品等の収集、整理及び保管並びに展覧施設の運営管理等

財団資格の検証…故田部氏が美術品を寄付して設立されているので、定義に則している。

(公益財団法人田部美術館 <http://www.tanabe-museum.or.jp/>)

公益性の検証…疑問に思ったのは「地域文化の復興」が目的なら、その利益を享受する人のほとんどは、その地域の人々であり、これは共益といえるのではないかということだ。しかし、不特定多数の範囲が全世界か、あるいは国内か、あるいは特定地域課は法文には記載されておらず、制度の曖昧さが出てしまったと言えるだろう。ここで、「他の「地域文化の発展」を目的とする団体はどちらの法人形態を取っているのか疑問に思った。

事例⑦…田部美術館と同じような目的を持ちながら一般財団法人で活動している法人を探してみた。

一般財団法人岡山県備前陶芸美術館

財団の目的…「千年の歴史を持った備前焼について、古備前から現代に至る作品及び備前焼に関する資料を一堂に集め、展示・公開・解説することによって、備前焼の普及と振興を図り、地域文化の向上に寄与するという目的を持って設立されました。(HP より)」

調査方法…電話取材・ホームページ参照

所在地…岡山県備前市伊部1657-7

構成メンバー・拠出金の総額…不明

事業…備前焼伝統産業会館の運営

(一般財団法人岡山県備前陶芸美術館 <http://www.touyuukai.jp/bijyutu.html>)

財団資格の検証…伊部地区を中心に約 180 人の作家・窯元で構成する「備前焼陶友会」が備前焼を財産として寄付して設立したので、定義に則している。

公益性の検証…こちらも田部美術館のように地域文化の向上のために活動している団体だが、一般財団法人だ。どのような意図のもと一般法人になったかを取材してみたところ、「本当は公益財団法人に移行するのが正しかったが、企業会計を取り入れていたことと、設立から 30 年が経って、資金が不足しているため、財産没収の恐れもあって、一般財団法人に移行した。今後公益財団法人に移行する可能性もある」というコメントをいただいた。こちらも公益財団法人に本来はなりたかった団体で、一般財団法人になった理由は、目的からではなく制度的な問題のためであった。

事例⑧…公益法人の減税制度を悪用した疑いのあるケースを探してみた。

公益財団法人平山郁夫シルクロード財団

目的…「この法人は、シルクロードの文化と歴史の顕彰に努めた平山郁夫の絵画とシルクロードの文化と歴史に関する美術品等の収集、展示、研究、講演会等の事業を行うことにより、シルクロードの美術及び日本画の理解の普及を図り、我が国の文化の発展に寄与することを目的とする。(定款より)」

調査方法…ホームページ参照

所在地…山梨県北杜市長坂町小荒間 2000-6

構成メンバー…評議員 9 名・理事 8 名(代表:平山 美知子)

拠出金の総額…

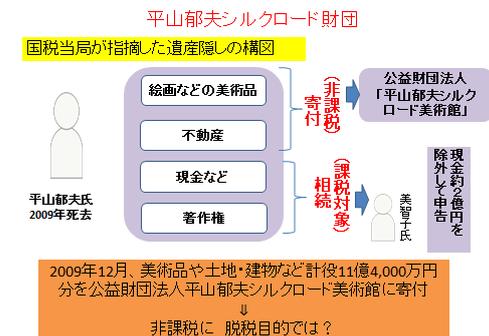
事業…平山郁夫とシルクロードに関する美術品等の収集と公開、海外展協力を行い、シルクロードの文化並びに日本画の理解を内外に普及させる等(公益財団法人平山郁夫シルクロード財団 <http://www.silkroadmuseum.jp/~foundation/>)

財団資格の検証…故平山郁夫氏の作品を寄贈して作られた財団なので定義に則している。

公益性の検証…日本画の理解の普及を図り、我が国の文化の発展に寄与することは不特定多数の利益に繋がるので、定義に則している。

その他…脱税疑惑がある。シルクロードを描き続けた日本画家で文化勲章受章者の故平山郁夫氏の妻、美知子氏は、2009 年 12 月、農国則のため 79 歳で死去した平山氏の遺産のうち、絵画など約 9 億円相当の美術品や、アトリエなどに使われていた約 2 億 3,000 万円相当の土地・建物など計役 11 億 4,000 万円分は、公益財団法人平山郁夫シルクロード美術館に寄付され、非課税となった。同氏は他にも、平山氏の作品の著作権についても、評価額が過小だったとして役 1 億円の申告漏れを指摘されたが、美知子氏側はこの処分を不服して国税不服審

判所に審査請求したとみられる。美知子氏は取材に対し、文書で「体調不良で回答できない」とコメントした。また 2012 年に行われた税務調査で、相続財産から現金約 2 億円を除外して申告したとして、東京国税局から遺産隠しを指摘されていたと関係者の話で分かっている。



読売新聞社[2013.7.13]読売新聞

これらのことから、遺産の寄付も、美術館の発展の為ではなく、脱税の為にいった可能性が高いと思われる。

第5章 問題提起と提案

法人形態選択の時に一番考えるべきは、活動の内容や目的にどの法人形態が一番即しているかだと思う。公益財団法人、一般財団法人、どちらにもメリット、デメリットはあるが、それはあくまで活動に則した制度が伴うだけで、「税控除が受けられるから」という安易な理由ではなく、事業目的を見据えた選択をするべきだ。また、法人形態決定の意思決定に欠かせないのは、設立者・寄付者の意見だ。本来、財団法人は、設立者や寄付者が「この財産を利用して事業をしてほしい」と言って、財産を寄付して出来た団体なので、彼らに正しい公益法人制度改革の内容を伝え、その上で彼らの意思をくみ取る必要が役員等にはある。

しかし実際は、公益法人の優遇措置に目が行き、法人を選択してしまっているケースも多かった。

また、公益の定義が曖昧であることを逆手に取り、活動に「公益性」があるとアピールしたものが勝ちであるという現状も問題だと思う。「公益法人になるのは難しくはない。」(鳥飼重和[2010]p.6-7)「ホームページを利用して不特定多数の人に、事業の公益性の主張をしっかりとすることがお勧めだ。」(安藤美知子・久保まゆみ[2010]p71)などという記載もあった。確かに、本当に公益性がある法人が、しかるべき認定を受けるためにこういった認識を持ち、宣伝をするならよいのだが、これでは本当は公益法人と呼べるか怪しい法人が「うまく制度を使って公益法人になってやれ」という考えを持ちかねない。

私は、公益性を持ちながらも一般財団法人として活動している団体が、その公益性や、一般財団法人で活動している理由などをホームページなどを利用して不特定多数の人に伝えていくべきだと思う。やはり一般の人々には、「公益財団法人になればより事業目的が達成される」というイメージがあることは、多くの文献にも記されていた。税控除

のメリットなどもあり、財団法人の役員や設立者・寄付者もそのようなイメージを持ってしまっている事例もある。しかし、現行の公益法人制度でここまで税の扱いが細かく区別されているのはなぜか。それは各法人が目的に応じた事業を達成するために補助を受けるためであって、決して「多くもらったもの勝ち」というものではない。

そこで私は、きちんと事業目的を見据えて法人形態を選択した団体こそがその法人形態選択の理由や目的をアピールすることで、「公益財団法人になればより事業目的が達成される」というイメージを払拭していったらいいと思う。

さらに、過剰な税制処置は、正しい法人形態選択の妨げになると思われる。2008 年 11 月 30 日までの公益法人制度では、法人税の制度は「収益事業のみ課税」だったのだから、2008 年 12 月 1 日以降の「公益目的事業は収益事業であっても非課税」や、みなし寄付の制度はなくても現在の公益財団法人は運営出来たことになるわけで、不必要だったと思う。このような優遇制度は撤廃されるべきであろう。

終わりに

今回の論文執筆において、公益法人制度改革に置いて、「公益」の定義や、制度について多くの問題があることを知ることが出来た。「財団法人」と聞くと、ただ漠然と良いことをしている団体くらいにしか思っていなかったが、正しい認識を持てたことは、今後社会人として生きていくうえでよかったと思う。今回対象としたのは「財団法人」だけだったが、これからは社団法人についても調べてより知識をつけるとともに、寄付活動などにおいて、自分が正当性を見出せる団体の活動を正しく支援していけるようになりたいと思う。

参考文献・HP

- 安藤美知子・久保まゆみ[2010]『公益法人 理事長さんに知っていた
だきたい新制度本当の話』株式会社税務経理協会
- 入江政嗣「公益法人等における収益事業の範囲についての一考察—
宗教法人が営むペット葬祭業の事例を中心として—」龍谷大学
- 熊谷則一[2009]『公益法人の基礎知識』日本経済新聞出版社
- 国税庁[2012]『新たな公益法人関係の手引き』
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/koekihojin.pdf>
- 小坂直人[2005]公益と公共性 公益は誰に属するか
- 佐竹正行[2011]「目からうろこ!こんなにやさしかった公益認定」[新
版]株式会社税務経理協会
- 鳥飼重和[2010]『公益認定に迷わないためのガイドライン』株式会社
商事法務
- 林俊彦[1997] 公益事業と規制緩和 [第 3 版]東洋経済
- 朴井晃[2009]『市町村の為の実践!公益法人制度改革-民間が担う公
益の活性化に向けて』株式会社 ぎょうせい
- 堀田力[2006]「論 公益法人改革 「公益」の定義について」『医学検
査』第 55 巻第 11 号付録

- 正村邦之[2012]『改訂新版 すぐに役立つ NPO・一般社団法人・一般
財団法人設立実践マニュアル』三修社
- 山本時男[2007]『公益法人会計の実務ガイド(第 2 版)』中央経済社
- 福島達也[2008]『なぜ特定の者の利益は公益でないのか』公益総研
<http://www.iva.jp/nposouken/what/s%20new/081125news.htm>
- 国税庁 HP <http://www.nta.go.jp/>
- アンパンマンミュージアム HP
<http://www.anpanman-museum.net/>
- 一般財団法人アイヌ民族博物館 <http://www.ainu-museum.or.jp/>
- 一般財団法人設立用書類作成代行センター
<http://www.zaidanhojin.jp/>
- 一般財団法人 みんなでつくる財団おかやま <http://mintuku.jp/>
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
<http://www.shugin.go.jp/itdb.housei.nsf/html/housei>
- 岡山県備前陶芸美術館 <http://www.touyukai.jp/bijyutu.html>
- 公益財団法人大原美術館 美術館概要
<http://www.ohara.or.jp/201001/jp/J/1a.html>
- 公益財団法人 田部美術館 <http://www.tanabe-museum.or.jp/>
- 公益法人制度改革の進捗と成果について～制度改革施行から 4 年経
て～ https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/contents.do
- 公益法人の基礎知識
<http://www.kohokyo.or.jp/kohokyo-weblog/non-profit/image>
- 笹川平和財団[2001]SPF ニュースレターFY2001 Vol.2
http://www.spf.org/pdf/publication/newsletter/2001_2
- 日本財団ブログ・マガジン <http://blog.canpan.info/koho/archive/1756>
- 東武博物館 - 東武鉄道 <http://www.tobu.co.jp/museum/>
- 平山郁夫シルクロード美術館 <http://www.silkroad-museum.jp/>
- 三宅美術館 <http://www.miyake-art.com/>